

調査票(③ページ)の記入のしかた(おもて)

第1-1 70歳以上の方

令和2年1月1日現在、70歳以上の方は、辞退できます。

第1-2 裁判員又は補充裁判員の職にあったことがある方

第1-3 選任予定裁判員であったことがある方

平成28年4月1日以後、裁判員又は補充裁判員の職にあった方や、平成30年4月1日以後、選任予定裁判員であった方は、辞退できます。選ばれた時期及び裁判所名をわかる範囲で記入してください(裁判所名がわからない場合には、おおよその所在地でも結構です。)

第1-4 検察審査員又は補充員の職にあったことがある方

平成28年4月1日以後、検察審査員又は補充員の職にあった方は、辞退できます。選ばれた時期及び検察審査会名をわかる範囲で記入してください(検察審査会名がわからない場合には、おおよその所在地でも結構です。)

第1-5 学生の方

令和2年の1年間を通じ、学校の学生又は生徒である方は、辞退できます。

※ 学生・生徒とは

大学、大学院、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に在学している方です。通信制、夜間通学制は含まれません。

資料の例 学生証の写し等

提出された資料は返却できません。原本が必要な場合は写し(コピー)を提出してください。

返送期限 令和元年11月29日(金)【必着】

調査票 秘 以下の事由にあてはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。 ③ページ

〇〇 〇〇 様 〇〇地方裁判所

0000000000

第1 1年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

次の1~6に当てはまる場合には、1年間を通じて辞退をすることができます。辞退を希望する場合には、当てはまる番号に○をつけ、必要な事項を記入してください。

1 令和2年1月1日現在、70歳以上である。 → 質問は終了です。年齢を証明する資料は不要です。

2 平成28年4月1日以後、裁判員又は補充裁判員の職にあったことがある。 → 年 月 ころ 地方裁判所 支部

3 平成30年4月1日以後、選任予定裁判員であったことがある。 → 年 月 ころ 地方裁判所 支部 → 資料は不要です。

4 平成28年4月1日以後、検察審査員又は補充員の職にあったことがある。 → 年 月 ころ 検察審査会

5 令和2年の1年間を通じ、学校の学生又は生徒である。 → 学生証の写し等の資料が必要です。

6 令和2年の1年間を通じ、ご自身の重い病気又はケガにより裁判に参加することがむずかしい。 → (病名、現在の症状等を記入してください。) → 診断書の写し等の資料は、すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出してください。

6の理由により辞退を希望する方は、差し支えない範囲で病名、現在の症状、全治見込み期間、入院中か自宅療養中か、通院されている場合にはその頻度等を具体的に記入してください。

第2 裁判員になることができない職業

同封の「調査票(③ページ)の記入のしかた(おもて)」記載のア~ツの職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。当てはまるものがある場合には、次の「1」に○をつけてください。

1 該当する。 → 身分証明書の写し等の資料が必要です。

00000000# 1 うらに続きます

第2 裁判員になることができない職業に就いている方

以下のアからツまでの職業に就いている方は、辞退の希望の有無にかかわらず、職業上の理由から裁判員になることができません。

資料の例 身分証明書の写し等

提出された資料は返却できません。原本が必要な場合は写し(コピー)を提出してください。

◆ 国会議員、国の行政機関の幹部職員等のうち次の人

- ア 国会議員
- イ 国務大臣
- ウ 次のいずれかに当てはまる国の行政機関の職員
 - ① 一般職の職員のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員(事務次官、外局長、試験所・研究所の長、病院・療養所の長その他の人事院規則で定めるもの)
 - ② 特定任期付職員のうち、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第1項に規定する7号俸の俸給月額以上の俸給を受ける人
 - ③ 特別職の職員のうち、特別職の職員の給与に関する法律別表第一及び別表第二の適用を受ける職員
 - ④ 防衛省の職員のうち、上記①記載の7号俸の俸給月額以上の俸給を受ける特定任期付職員

◆ 司法関係者、法律専門家等のうち次の人

- エ 裁判官及び裁判官であった人
- オ 検察官及び検察官であった人
- カ 弁護士(外国法務弁護士を含む。以下同じ。)及び弁護士であった人
- キ 弁理士
- ク 司法書士
- ケ 公証人
- コ 司法警察職員としての職務を行う人
- サ 裁判所の職員(非常勤は除きます。)
- シ 法務省の職員(非常勤は除きます。)
- ス 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員(非常勤は除きます。)
- セ 判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する人
- ソ 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授
- タ 司法修習生

◆ その他次の人

- チ 都道府県知事及び市町村(特別区を含む。)の長
- ツ 自衛官

第1-6 重い病気又はケガにより出席困難である方

令和2年の1年間を通じ、重い病気又はケガにより出席困難である方は、辞退できます。

資料の例 診断書の写し、医療費の内容がわかる領収書の写し等

資料は、すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出してください。提出された資料は返却できません。原本が必要な場合は写し(コピー)を提出してください。